

# 福岡市消防団応援の店 Q & A集

## 共通

Q 1 「福岡市消防団応援の店」とはどんな制度ですか？

A 1 「福岡市消防団応援の店」（以下「応援の店」という。）とは、福岡市内に所在する事業所または店舗等（以下「事業所等」という。）が地域防災の要である消防団を応援することで、消防団員の退団の抑制や入団促進などを目的とした制度です。

具体的には消防団員やその家族などが、応援の店に登録した事業所等（以下「応援事業所」という。）を利用する際に、応援事業所が独自に決めた割引等の優遇サービスを受けられる仕組みの制度です。

## 事業所等向け

Q 2 応援の店の登録申込はどこでできますか？

A 2 応援の店の登録申込みは、福岡市消防局警防部消防団課（以下「消防団課」という。）もしくは福岡市内の各消防署（以下「各消防署」という。）で受け付けています。応援の店登録申込書（様式第1号）を提出してください。郵送でも構いません。

Q 3 複数の店舗を一括して登録申込することはできますか？

A 3 申請する店舗が多数の場合は、応援の店登録申込書（様式第1号）に様式第1号（別紙）を併せて提出することにより一括して登録申込みすることができます。なお、登録については個々の店舗単位で行います。

Q 4 登録の要件はありますか？

A 4 福岡市内に所在する事業所等を前提としております。その他詳細は福岡市消防団応援の店実施要綱（以下「実施要綱」という。）第3条をご確認ください。

応援の店登録申込書（様式第1号）の提出を受け付けた後に必要に応じて官公庁へ照会を行うなど実施要綱第3条に基づき、審査を行います。審査を経て応援事業所となることができます。

Q 5 優遇サービスがないと、登録できませんか？

A 5 基本的に優遇サービスを設けていただいておりますが、一度消防団課へご相談ください。

Q 6 登録・廃止に費用はかかりますか？

A 6 応援の店への登録・廃止にかかる費用は無料です。

Q 7 申込みから登録までどれ位かかりますか？

A 7 応援の店登録申込書を提出いただいてから応援の店として登録するまでに目安として10日から2週間ほどいただいております。また、指定日での登録も出来ます。詳しくは消防団課にお問合せください。

Q 8 応援の店に登録が完了したら、いつから優遇サービスの提供を開始すればいいですか？

A 8 基本的には登録証と表示ステッカーの交付を受けた日からとさせていただきますが、応援事業所の指定する日から開始することもできますので、消防団課へご相談ください。

Q 9 優遇サービスの内容、対象者はどのように決めればいいですか？

A 9 優遇サービスの内容だけでなく、優遇サービスを受けられる対象者などは応援事業所側にお任せしており、特段基準などはありません。ご自由に設定していただけます。ただし、特典や優遇サービスに必要な費用などは、応援事業所側のご負担となりますので無理のない範囲内で設定してください。

◎優遇サービスの内容の一例

代金割引※、ポイントカードのポイント追加※、通常有料のサービスを無料で提供、大盛り分を無料に、グッズプレゼント など

※「消費税サービス」、「消費税分還元」、「消費税相当分ポイント付与」などあたかも消費者が消費税を負担していない又は軽減されているかのような誤認を与えるものは法律で禁止されていますのでご注意ください。

◎優遇サービス対象者の一例

消防団員のみ、消防団員とその家族、消防団員とその同伴者 など

Q 1 0 優遇サービス内容は、途中で変更できますか？

A 1 0 応援の店の優遇サービス内容はいつでも変更できます。変更の際は、応援の店登録内容変更届出書（様式第4号）を提出していただきます。

Q 1 1 登録内容を変更したい、または廃止したいのですが。

A 1 1 事業所等の名称、所在地または優遇サービス内容を変更した場合は、応援の店登録内容変更届（様式第4号）を消防団課に変更する10日前までにご提出ください。

登録を廃止する場合は、応援の店登録廃止届出書（様式第5号）を消防団課に廃止する10日前までにご提出ください。

いずれも郵送でも構いません。

Q 1 2 登録したら必ずホームページで公表されるのですか？

A 1 2 基本的には公表されます。ただし、応援事業所の希望により公表しないことも可能ですので、その場合は消防団課へご相談ください。

また、福岡市広告事業実施要綱及び福岡市広告事業実施要領に基づき、公表できない場合がございますのでご了承ください。

Q 1 3 応援の店であることをPRしたいのですが。

A 1 3 応援の店であることをホームページやチラシなどでPRしていただけるよう表示ステッカーなどのデータをご用意しています。詳しくは実施要綱第5条をご確認ください。

希望される場合には消防団課にお問い合わせください。なお、ホームページやチラシなどに掲載いただく際には事前に内容を確認させていただいておりますので、ご協力をお願いいたします。

Q 1 4 表示ステッカーが傷んでしまいました。追加でもらえますか？

A 1 4 要望があれば追加で配布します。消防団課までご連絡ください。

## 消防団員向け

Q 1 5 優遇サービスの内容等について知りたいのですが。

A 1 5 福岡市消防局ホームページ（以下「消防局ホームページ」という。）でご確認いただくか直接応援事業所にお問い合わせください。

Q 1 6 消防団員のみが優遇サービスを受けることができますか？

A 1 6 優遇サービスを受ける対象者は応援事業所側が決定しますので、消防局ホームページでご確認いただくか利用する応援事業所へ直接お問い合わせください。

Q 1 7 優遇サービスや対象者等の内容は変更になることがありますか？

A 1 7 応援事業所の都合で変更する場合があります。消防局ホームページでご確認いただくか利用する応援事業所へ直接お問い合わせください。

Q 1 8 優遇サービスを受けるには予約や事前連絡が必要ですか？

A 1 8 基本的には必要ありませんが、直接応援事業所へお問い合わせ下さい。

Q 1 9 福岡市消防団員カードが配られましたが、どのように使うのですか？

A 1 9 福岡市消防団員カード（以下「団員カード」という。）は応援の店で優遇サービスを受けるための利用証としても活用できます。優遇サービスを受ける場合は団員カードを提示してください。

Q 2 0 団員カードを忘れた場合は優遇サービスを受けることはできますか？

A 2 0 基本的には団員カードを忘れた場合、優遇サービスを受けることができません。

Q 2 1 団員カードを紛失した場合はどうすればいいですか？

A 2 1 警察へ届け出るとともに、団員カード再交付申請書を消防団課もしくは各消防署まで提出してください。

Q 2 2 応援事業所はどこを見れば分かりますか？

A 2 2 消防局のホームページに掲載してありますのでご確認ください。応援の店には表示ステッカーが貼られていますので目印にしてください。

ただし、応援事業所によっては、貼られていない可能性もあります。